

事 務 連 絡  
平成24年8月28日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発0828第1号  
平成24年8月28日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成24年厚生労働省告示第487号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

#### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬7品目、注射薬2品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 127	3, 908	2, 477	27	15, 539

#### 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

レキップCR錠2mg及び同8mg

ロピニロール塩酸塩製剤のパーキンソン病患者への使用に当たっては、原則としてロピニロール塩酸塩徐放性製剤（本製剤）を使用すること。

(参考)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 インライタ錠1mg	アキシチニブ	1mg1錠	2,006.20
2	内用薬 インライタ錠5mg	アキシチニブ	5mg1錠	9,094.40
3	内用薬 ケアラム錠25mg	イグラチモド	25mg1錠	150.50
4	内用薬 コルベット錠25mg	イグラチモド	25mg1錠	150.50
5	内用薬 テネリア錠20mg	テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物	20mg1錠	207.70
6	内用薬 レキップCR錠2mg	ロピニロール塩酸塩	2mg1錠	273.60
7	内用薬 レキップCR錠8mg	ロピニロール塩酸塩	8mg1錠	941.40
8	注射薬 ゴナックス皮下注用80mg	デガレリクス酢酸塩	80mg1瓶	23,693
9	注射薬 ゴナックス皮下注用120mg	デガレリクス酢酸塩	120mg1瓶	29,126
10	外用薬 オーキシス9 $\mu$ gタービュヘイラー28吸入	ホルモテロールフマル酸塩水和物	252 $\mu$ g1キット(9 $\mu$ g)	1,660.00